

Business Partner office NEWS

法改正ニュース

一雇用保険基本手当日額等の変更ー

(令和6年8月1日～)

①基本手当(失業手当)日額の上限額・下限額

【上限額】

離職時の年齢	R5.8.1～	R6.8.1～
29歳以下	6,945円	7,065円
30～44歳	7,715円	7,845円
45～59歳	8,490円	8,635円
60～64歳	7,294円	7,420円

【下限額】

R5.8.1～	R6.8.1～
2,196円	2,295円

②高年齢雇用継続給付の支給限度額

R5.8.1～	R6.8.1～
370,452円	376,750円

③60歳到達時等の賃金月額の上限額・下限額

	R5.8.1～	R6.8.1～
上限	486,300円	494,700円
下限	82,380円	86,070円

④育児休業給付の支給限度額

【出生時育児休業給付】

支給率	R5.8.1～	R6.8.1～
67%	289,466円	294,344円

【育児休業給付】

支給率	R5.8.1～	R6.8.1～
67%	310,143円	315,369円
50%	231,450円	235,350円

⑤介護休業給付の支給限度額

R5.8.1～	R6.8.1～
341,298円	347,127円

大阪府最低賃金の引上げについて

大阪府最低賃金審議会より大阪府最低賃金の引上げ(現行時間額 1,064円から50円引上げ、**時間額 1,114円**・10月1日より)の答申がありました。正式な確定額・時期は後日お知らせしますが、例年ほぼ答申通りの額・時期の決定となりますので現行賃金見直しのご準備をお願いします。

2024年
9月号



最近のニュースから

総合職のみの社宅家賃補助は「間接差別」

ほぼ全員を男性が占める総合職のみに、社宅として借りる賃貸住宅の家賃を補助する制度の利用を認めるのは男女差別だとして、ガラス大手 AGC の子会社の一般職の女性が損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は、子会社に約 378 万円の支払いを命じた。性別によって取扱いに差を設ける直接的な男女差別には当たらないとしつつ、事実上男性にのみ適用される福利厚生が男女雇用機会均等法が禁じる「間接差別」に該当すると判断した。原告側や専門家は、間接差別を認定した判決は初めてとしている。

改正子ども・子育て支援法が成立

少子化対策を盛り込んだ改正子ども・子育て支援法が、参院本会議で賛成多数により、成立した。児童手当の所得制限撤廃、高校卒業までの支給期間延長は、令和6年12月に支給される10月分から実施。児童扶養手当の第3子以降の加算額引上げは令和7年1月に支給される令和6年11月分から実施される。また「共働き・子育て」の推進に向け、出生後休業支援給付および育児時短就業給付が創設される。財源の1つとして創設される支援金は、令和8年度から医療保険料とあわせて徴収される。

老齢年金請求手続の電子申請が可能に

厚生労働省は、単身者で他の公的年金を受け取っていない人の老齢年金について電子申請で請求手続ができるようにした。事前準備ができていない場合、スマートフォンなどで「マイナポータル」にアクセスすると、15分程度で申請が完了するという。電子申請が可能なのは24年度に65歳を迎える人の1割程度程度にとどまり、今後は配偶者がいる人も対象とするため、対応を急ぐ。